

【アメリカ】人身取引対策に関する連邦再授權法（PL117-347）の制定

海外立法情報課 中川 かおり

* 2023年1月5日、連邦政府の人身取引対策に関して、2022会計年度から2027会計年度までの各年度に歳出の再授權を行い、関連する改正を行う法律が制定された。

1 背景

アメリカでは、人身取引¹対策の核となる法律として、加害者の捜査・訴追、被害者の保護、外交政策等について定める2000年人身取引被害者保護法²が制定され、数次にわたり必要な歳出の再授權³が行われてきた。2023年1月5日、別の連邦再授權法⁴と共に、2022会計年度から2027会計年度までの各年度に再授權を行い、関連する改正を行う法律が制定された⁵。

2 主な規定

(1) 民事救済の請求対象である加害者の範囲の拡大（18 U.S.C. § 1595）

合衆国法典第18編第77章（奴隷的労働、奴隷状態及び人身取引）が規定する犯罪の被害者は、当該事業への加担から金銭又は何らかの価値の利益を故意に得る加害者に対し、民事訴訟を提起し、損害賠償及び弁護士費用を回収できるとされている（下線筆者）。この加害者に、利益を得ようとしたが未遂に終わった加害者、利益を得ようと共謀を行う加害者を加える。

(2) 人身取引被害者である補助金サービス利用者のプライバシー保護（22 U.S.C. § 7115）

①保健福祉長官が、教育長官等と協議の上で、労働目的の人身取引及び性目的の人身取引の識別を支援するために提供する補助金（22 U.S.C. § 7104(b)）、②保健福祉長官と司法長官が、労働長官と協議の上で、人身取引の被害者である米国市民と永住権者を支援する補助金（22 U.S.C. § 7105(f)）等の受給者である地方教育機関⁶、州等は、a)サービス利用者の秘密及びプライバシーを保護すること、b)この者の個人情報を開示する場合において、本人又は本人が未成年者であるときは、本人と親権者に十分な説明を行い、書面による期限付の同意を得ること、c)裁判所によりこの者の個人情報の開示が求められる場合には、この者に通知する相当の試みを行うこと等を定める1994年女性に対する暴力防止法⁷等の規定に従う。

(3) 人身取引の被害者となり得る児童の特定・対応における州等の児童福祉機関の支援プログラム設立等のための補助金（34 U.S.C. § 20705a）

保健福祉長官は、次の児童の特定及びこの者への対応において、州等の児童福祉機関を支援

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年6月12日である。[]内は筆者の補記である。

¹ 性目的の人身取引と労働目的の人身取引の両方が人身取引対策の対象とされ、18歳未満の者が商業的性行為に誘導される場合には、暴行等の追加の要件なしに、直ちに性目的の人身取引に該当するとされている。

² Trafficking Victims Protection Act of 2000, P.L.106-386, Division A.

³ アメリカでは、予算は、授權法（authorization act）が要件・制約を定め、その下で歳出予算法（appropriation act）に基づき予算が支出されるという2段階により定められる。

⁴ 中川かおり「【アメリカ】人身取引対策に関する連邦再授權法の制定」『外国の立法』No.295-2, 2023.5, pp.4-5. <<https://doi.org/10.11501/12864404>>

⁵ Abolish Trafficking Reauthorization Act of 2022, P.L.117-347. <<https://www.congress.gov/117/plaws/publ347/PLAW-117publ347.pdf>>

⁶ 州の下に公立の初等中等教育制度を担当するために設置された機関。

⁷ Violent Crime Control and Law Enforcement Act of 1994, P.L.103-322, Title IV.

するプログラムの設立、改善又は拡大を目的とする補助金を適格な州に提供する。①人身取引の被害者となるリスクがある等と認定されたために、「児童虐待及びネグレクト」並びに「性的虐待」の被害者とみなされる児童、②人身取引の被害者となるリスクがある等と信ずる相当の理由があるために、児童福祉機関が入所、ケア等に責任を負う児童。

(4) 追加の再授権等

国土安全保障省税関国境警備局（CBP）に対し、空港・航空機の職員に人身取引対策の訓練を提供する等の目的で、2022 会計年度から 2027 会計年度までの各年度に従来どおり 25 万ドル⁸の歳出を授権する（P.L.115-425, § 303）。

人の密輸及び人身取引センター⁹に対して、2022 会計年度から 2027 会計年度までの各年度に従来どおり 100 万ドルの歳出を授権する（22 U.S.C. § 7109a(b)(4)）。人身取引に対処するための卓越した取組に対する大統領賞¹⁰に対して、2022 会計年度から 2027 会計年度までの各年度に従来どおり必要な歳出を授権する（22 U.S.C. § 7109b(d)）。

強姦・虐待・近親相姦全米ネットワークが、①24 時間無料の全米性暴力ホットラインの運営、②性的暴行の予防、訴追等に関するメディア、一般市民等に対する啓発活動、③性的暴行の被害者に関する事件の捜査等における法執行機関¹¹への支援等を行うために、2022 会計年度から 2027 会計年度までの各年度に従来どおり 300 万ドルの歳出を授権する（34 U.S.C. § 20985(d)）。

(5) 破産免責が認められない債務（11 U.S.C. § 523(a)(20)）

破産免責（discharge）とは、破産手続開始前の債務から債務者を解放するための手続で、個人債務者を破産手続により更生させる目的を持つ制度である。破産免責が認められない債務を列挙する規定に、合衆国法典第 18 編第 77 章の規定の違反に関連して〔人身取引の加害者である〕債務者が〔被害者等の〕個人に生ぜしめる損害についての債務を追加する。

(6) サイバー犯罪対策

司法長官は、国土安全保障長官等と協議の上、①双方向コンピュータサービス¹²により促進される人身取引被害者を含むサイバー犯罪被害者に対する虐待、②同被害者に対する搾取の捜査、訴追等について、州等を支援するための訓練等を提供する（34 U.S.C. § 30111）。また、司法長官は、既存の人身取引対策国家戦略及び児童搾取防止国家戦略を補足する目的で、国土安全保障長官と協議の上、①個人を対象とするサイバー犯罪の発生抑制、②当該犯罪への連邦法執行機関による複数の捜査の間の調整、③当該犯罪への連邦政府による訴追の強化を定めるサイバー犯罪対策国家戦略を策定する（P.L.117-347, § 311）。さらに、司法長官は、連邦捜査局長官等と協議し、当該犯罪の捜査とその調整において、司法省刑事局を支援するために 10 名以上の連邦捜査局の捜査官を指名し（34 U.S.C. § 30110(1)）、当該犯罪の捜査・訴追の責任者として、各連邦法務官事務所¹³に 1 名以上の連邦法務官補を指名する（34 U.S.C. § 30110(2)）。

⁸ 1 ドルは 133 円（令和 5 年 6 月報告省令レート）。

⁹ 国務長官、国土安全保障長官及び司法長官が運営し、人の密輸、人身取引及び密輸ルートへのテロリストによる利用可能性に取り組む全ての連邦機関にとって、情報センターとしての役割を果たす機関。中川かおり「アメリカの人身取引対策に関する法整備の現状—捜査及び訴追を中心に—」『外国の立法』No.284, 2020.6, pp.38-40. <<https://doi.org/10.11501/11499058>>

¹⁰ 国務長官が、毎年、国内外の個人・団体に対して授与する賞をいう。翻訳は、次の文献参照。中川かおり「アメリカの人身取引対策に関する法整備の現状—外交政策等の取組を中心に—」『外国の立法』No.294, 2022.12, p.117. <<https://doi.org/10.11501/12361640>>

¹¹ 連邦法、州法等による授権に基づき刑事法違反の予防、捜査、訴追等を行う連邦、州等の機関。

¹² コンピュータ・サーバへの複数のユーザーのアクセスを提供し、又は可能にする情報サービス等をいう。

¹³ 大統領が全米 94 の連邦管轄区に指名する役職で、司法長官の指示により連邦の代理人として訟務に携わる。